

平成27年4月15日

関西電力株式会社御中

申し入れ書

大飯・高浜原発運転差止仮処分弁護団共同代表
河合弘之・海渡雄一

福井地方裁判所は、平成27年4月14日、御社に対し、高浜原子力発電所（以下「高浜原発」）3号機及び4号機の原子炉について、運転の差し止めを命じる仮処分決定を発令しました（以下「本命令」）。

この決定は、法的妥当性はもとより、福島第一原発事故後における社会の動きを的確に認識したのもでもあり、極めて当然のものです。つきましては、御社におかれては、異議申立をして徒に住民らを苦しめ、また心ある株主の不信を買うことのないよう、異議申立断念の英断を強く求めます。

1 法的観点

周知のとおり、福井地裁は昨年、御社の大飯原発3、4号機につき、運転差し止めを認める歴史的判決を言い渡しました。

同判決は、住民らが主張立証した2005年から2011年というわずか6年の間で、基準地震動を超える地震動が原発を襲った事例が5例あることや、大飯原発付近の活断層の有無に関して複数の科学的知見があること、外部電源や主給水ポンプといった重要な設備についてSクラスになっていない等の理由により、原発事故により放射性物質が飛散し、人格権を侵害する具体的危険性を認めました。これは、伊方最高裁判決の「（重大事故が）万が一にも起こらないように」という判示に示された社会観念を、民事訴訟に即して的確に理解したものです。

また、その後の大津地裁決定も、規制委員会の設置変更許可が未了であったことから保全の必要性こそ否定したものの、地震等による原発事故の危険性については福井地裁の上記判決と同様の認識に立っています。

それにもかかわらず御社は、こうした複数の裁判所の指摘を無視して、平均像を基にした基準地震動の策定方法を抜本的に見直すことも、外部電源や主給水ポンプ等の耐震基準を見直すこともしないまま、高浜原発を再稼働しようとしてきました。

本命令は、こうした状況を受け、形式的に基準地震動を若干引き上げたものの、それに対応する工事が必ずしもなされておらず、とりわけ福島原発事故の教訓にもかか

わらず免震重要棟すら完成していないこと等を重視し、高浜原発の重要設備が地震動で損壊し、放射性物質が周辺地域に拡散する具体的可能性を認め、運転差止めを認めたものです。

本命令は、最高裁判決を含む複数の裁判所の判示、及び福島原発事故後の社会観念を的確に理解したものであり、事実認定においても法解釈においても、極めて正当なものです。

2 社会的観点

本命令は、仮処分としては初めて原発の運転差止めを命じたものですが、福島原発事故以降における世論の動向を的確に反映したものです。

従来原発訴訟の判決では、しばしば、原発の持つ危険性を「社会観念上」無視できるか、という観点が示されてきました。しかし、同事故は、明らかに、原発の危険性に関する「社会観念」を変化させました。

事故後4年を経た今日においても、いまだに事故の原因すら解明されておらず、同事故のような事態の再発を防止する目処が立っているとはいえません。

また、福島原発事故は、ひとたび重大な原発事故が起これば、その被害額は天文学的単位となり、当該電力会社自身に、深刻な経済的負担をもたらすことを白日のもとにさらしました。

このような状況に照らせば、原発の危険性は、社会観念に照らして到底無視できないものというほかなく、原発の再稼働を行うことは、申立人らは言うに及ばず、もはや、御社の株主をも不安にさせるところとなっています。近畿地方のとりわけ北部と南部は、多くの自然エネルギー資源に恵まれています。徒に異議を申し立てて原発の稼働に固執するのではなく、風力発電による低周波被害の防止等に十分配慮しつつ、再生可能エネルギーを推進することが、今日の電力会社に課せられた社会的使命です。

3 結語

以上より、御社におかれては、異議申立てを断念するよう、改めて求めます。